

務	00	01	1年
(令和9年3月末まで保存)			
(令和7年10月末まで有効)			

生 企 第 3 0 6 号
令 和 7 年 9 月 1 6 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和7年秋の「安全・安心まちづくり旬間」の実施について

昨年の県内の刑法犯認知件数は4,358件と戦後最少となった令和3年から1,000件以上増加し、認知件数の内訳を見ると、自転車盗、車上ねらい、侵入窃盗及び万引きで全体の約4割を占めている。

また、昨年中における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺は、被害額が6億円を超えるなど、極めて深刻な情勢にある。

さらに、ストーカー事案等の相談等件数が高水準で推移しているほか、子供や女性を狙った犯罪が後を絶たない状況にある。

こうした情勢の中、安全安心を実感できる社会を実現していくためには、地域住民や事業者、自治体、防犯協会、防犯ボランティア団体等が行う自主防犯活動を促進することにより犯罪予防機能の強化を図るなど、社会を挙げて安心感を醸成していく取組を浸透・定着させることが必要である。

また、登下校時の子供の安全確保を推進するために政府において平成30年6月に策定された「登下校防犯プラン」、性犯罪・性暴力を根絶するために令和5年3月に策定された「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、本年6月に策定された「国民を詐欺から守るための総合対策」等に基づく対策を、関係者の連携の下、県下各地で実施していくことが求められている。

そこで、別紙「令和7年秋の「安全・安心まちづくり旬間」実施要綱」のとおり、「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」（以下「推進条例」という。）に基づく秋の「安全・安心まちづくり旬間」（以下「旬間」という。）を実施することとしたので、各位にあっては、管内の犯罪情勢を見据えた地域の安全安心のための各種施策が効果的に推進されるよう特段の努力をされたい。

担当：生活安全企画課
犯罪抑止対策係

令和7年秋の「安全・安心まちづくり旬間」実施要綱

1 目的

推進条例では、地域社会における犯罪抑止のための自主的な活動及び犯罪抑止に配慮した生活環境の整備により、県民と行政、警察、事業者その他の団体等が連携し、継続的に犯罪抑止活動に取り組んでいくこととしており、広く「安全・安心まちづくり」についての関心と理解を深めるため、春季及び秋季に旬間を設定している。

この旬間では、防犯協会をはじめとする地域安全に資する関係機関・団体、県及び警察が、地域安全活動を更に強化するとともに、相互の連携を一層強化することにより、地域安全活動の効果を最大限に上げて一層の浸透と定着を図り、もって安心して暮らせる地域社会の実現を図る。

2 期間

令和7年10月11日(土)から同月20日(月)までの10日間

3 活動重点

令和7年秋の「安全・安心まちづくり旬間」に係る活動重点は次のとおりであり、別添「活動重点推進事項」に基づき取組を推進すること。

(1) 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止

特殊詐欺については、本年8月末の認知件数が104件（前年同期比+48件）、被害額が約3億8,292円（前年同期比+約2億9,419円）と、認知件数、被害額も前年同期比を大幅に上回るなど、依然として深刻な状況が続いている。

特に警察官等をかたるオレオレ詐欺の被害が顕著であるほか、固定電話のみならず携帯電話への国際電話番号による架電の増加やインターネットバンキングの利用による被害の高額化が認められる。

また、SNS型投資・ロマンス詐欺は、多くの県民が利用するSNS等が犯行ツールとして悪用されており、本年8月末現在の認知件数が69件（前年同期比+21件）、被害額が約4億9,919円（前年同期比+約1億4,216万円）と、特殊詐欺の被害額を上回るなど、厳しい情勢が続いている。

そのため、公的機関、各種団体、民間事業者等の幅広い協力を得ながら、多種多様な媒体を活用し、迅速かつ実効的な広報・注意喚起を行うなど、社会全体の機運を醸成し、被害防止対策を更に推進する必要があることから選定した。

(2) 子供と女性の犯罪被害防止

全国的に子供と女性を狙った犯罪の認知件数については、依然として高い水準にある中、令和5年には、性犯罪規定を見直した刑法の一部改正が行われるなど、子供や女性に対する犯罪対策は、社会全体で取り組むべき問題であるとの意識が高まっている。

子供や女性を狙った犯罪は、ひとたび発生すれば被害者や家族の心身に深刻な影響を及ぼすのみならず、地域社会に著しい不安を生じさせる。

子供と女性の犯罪被害の防止は警察のみで達成できるものではなく、地域住民、防犯ボランティア団体、自治体等と連携した取組が重要であり、これらの連携を更に強

化する必要があることから選定した。

(3) 鍵掛けの励行による窃盗被害防止

本年8月末現在の自転車盗の認知件数は480件（前年同期比+73件）、車上ねらいの認知件数は114件（前年同期比-12件）、侵入窃盗の認知件数は143件（前年同期比-58件）であり、これらのうち無施錠・無締まりでの被害は、自転車盗及び車上ねらいが約8割、侵入窃盗が約6割を占めている。

これらの手口は、鍵掛けにより被害防止が期待でき、特に侵入窃盗に関しては、常習犯による連続発生や強盗等の重要犯罪に発展する危険性が高いほか、県民の体感治安に及ぼす影響も極めて大きく、鍵掛けの徹底を周知する必要があることから選定した。

(4) 万引き防止

万引きの本年8月末現在の認知件数は453件（前年同期比+7件）と、罪種別に見ると最も認知件数が多く、また、検挙人員のうち65歳以上の高齢者が約6割を占めている。

万引きは、軽い気持ちで手を染めやすく、行為者の規範意識の低下を著しく助長し、再犯やより重大な犯罪に手を染めることにつながりかねない。

また、近年、換金や転売を目的として大量又は高額な商品を窃取する悪質な犯行も発生している。

そのため、教育委員会・学校、関係団体、小売店舗、防犯ボランティア等と連携して規範意識の向上や被害防止対策を更に推進する必要があることから選定した。

4 実施上の留意事項

旬間中における活動を盛り上げてその目的を達成するため、以下の事項に留意しつつ、管内実態に即した効果的な取組を推進すること。

(1) 安全安心なまちづくり関連施策の推進

平成17年12月の犯罪対策閣僚会議において決定された「安全安心なまちづくりの日（10月11日）」及び「安全安心なまちづくり関係功労者表彰要綱」を踏まえ、警察庁では、本年も「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」の実施及び「全国地域安全運動中央大会」の開催を予定している。

これらの施策は、安全安心なまちづくりを推進する気運を全国的に波及・向上させ、防犯に対する国民の意識と理解を深めることを目的としていることから、青森県警察においても、防犯意識の醸成に努めるとともに、「安全安心なまちづくりの日」の意義を積極的に広報すること。

なお、本旬間に先立って、本年10月7日（火）、青森市所在のリンクモア平安閣市民ホールにおいて「安全・安心まちづくり青森県民大会」を青森県等と共同で開催する予定であり、詳細については別途指示する。

(2) 地域安全活動への参加促進

活動されている方々の高齢化、リーダー的人物の引退、次世代の後継者不足等の傾向が続いており、この傾向が更に進行すれば、これまで培われてきた貴重な経験が失われるばかりでなく、地域、治安情勢に影響を与えることにもつながりかねない。

このことを踏まえ、地域安全活動の具体的な実施内容に関し、防犯ボランティア団

体、防犯設備士等から意見を求め、地域住民が広く参加しやすいような創意工夫を凝らした諸活動を展開すること。

特に、大学生等の若い世代や現役世代の防犯ボランティア団体に対しては、企画段階から積極的な参画を呼び掛けるなど、活動の活性化と参加促進を図ること。さらに、インターネット上における安全安心を確保するため、サイバー防犯ボランティアとの連携を推進すること。

(3) 関係機関・団体、防犯ボランティア団体等に焦点を当てた広報

報道機関に対する広報に当たっては、活動を行う関係機関・団体、防犯ボランティア団体等を明示して地域安全活動の具体的な活動状況を発信し、地域住民の防犯意識の高揚と地域安全活動の周知を図るとともに、関係機関・団体、防犯ボランティア団体等に焦点を当てた広報を実施することで、日頃、防犯活動に尽力している防犯ボランティア団体等の士気高揚と防犯ボランティア活動への参加促進に努めること。

(4) 受傷事故防止

防犯ボランティア団体等が街頭において地域安全活動を行う際は、防犯ベスト、帽子等を装着し、地域安全活動中であることを明示すること等について、事前に周知を図るなど、受傷事故防止に十分配慮させること。

特に夜間における活動については、照明器具、反射材等を必ず携行させること。

5 報告

- (1) 各警察署にあっては、旬間中の主な取組について、別添様式により本年10月29日（水）までに担当にメールにて報告すること。
- (2) 旬間中の好事例、効果のあった事例については、その都度、申報すること。

※ 別添及び別添様式は省略